

岐阜地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 供託金還付請求権確認請求事件（以下「第1事件」という。）、平成●●年（〇〇）第●●号 独立当事者参加申立事件（以下「第2事件」という。）、平成●●年（〇〇）第●●号 供託金還付請求権確認反訴請求事件（以下「第3事件」という。）

国側当事者・国

令和2年3月27日認容・控訴

判 決

原告（反诉被告・被参加人） 株式会社X
（以下「原告」という。）

同代表者代表取締役 A

同訴訟代理人弁護士 丸山 一郎

被告（反訴原告・被参加人） 株式会社Y 1
Y 2
（以下「被告」という。）

同破産管財人代理弁護士 神谷 慎一

同 堀 雅博

同 平松 卓也

参加人 国

同代表者法務大臣 三好 雅子

同指定代理人 黒木 裕貴

同 伊藤 祐一

同 森澤 康博

同 田畑 宏

同 近藤 治彦

同 奥村 神奈

同 大澤 一輝

同 由倉 博美

同 森下 智

同 池田 隼也

主 文

- 1 被告と原告との間において、別紙供託金目録記載1ないし4の各供託金につき、被告が還付請求権を有することを確認する。
- 2 参加人と原告及び被告との間において、別紙供託金目録記載1及び4の各供託金につき、参加人が還付請求権の取立権を有することを確認する。
- 3 原告の請求をいずれも棄却する。

- 4 訴訟費用は、第1事件及び第3事件について生じたものは原告の負担とし、第2事件について、原告と参加人の間に生じたものは原告の負担とし、被告と参加人の間に生じたものは被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 第1事件（本訴請求）

原告と被告との間において、別紙供託金目録記載1ないし4の各供託金について、原告が還付請求権を有することを確認する。

2 第2事件（参加人の請求）

主文第2項と同旨

3 第3事件（反訴請求）

主文第1項と同旨

第2 事案の概要

- 1 原告は、破産会社（株式会社Y1。以下同じ。）から、破産会社の原告に対する債務の担保として、破産会社がB株式会社（以下「B」という。）、株式会社C（以下「C」という。）及び岐阜県（岐阜土木事務所）（以下、これら三者を「本件第三債務者」と総称する。）に対して有し、又は将来取得する請負代金債権を譲り受けた（以下「本件債権譲渡担保契約」という。）として、債権譲渡登記を行い、その旨を本件第三債務者に通知して登記事項証明書を送付したところ、本件第三債務者は、それぞれ債権者不確知を理由に請負代金を供託した（別紙供託金目録記載1ないし4。以下、この供託に係る供託金を「本件供託金」と総称する。）。

本件第1事件は、原告が、破産会社の破産管財人である被告に対し、原告が、本件供託金の還付請求権を有することの確認を求める事案であり、その反訴である本件第3事件は、被告が、原告に対し、被告が本件供託金の還付請求権を有することの確認を求める事案である。

本件第2事件は、参加人国が、破産会社に対する租税債権を徴収するために差し押さえた別紙供託金目録記載1及び4に係る供託金の還付請求権について、原告及び被告に対し、参加人国がその取立権を有することの確認を求める事案である。

- 2 前提事実（争いのない事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）当事者等

ア 原告は、宮城県名取市を本店所在地とし、石、砂利の試掘、採掘、開発供給等を目的とする株式会社である（甲1）。

イ 破産会社は、土木建築工事の設計・監理・施工及び請負等を目的とする株式会社であり、東京証券取引所市場第二部に上場していたが、平成29年11月●日午前10時、岐阜地方裁判所から破産手続開始決定を受け、被告が破産会社の破産管財人に選任された（甲2）。

ウ 参加人は国であり、名古屋国税局長は、破産会社の納税地を管轄する大垣税務署長から徴収の引継ぎを受けた国税の徴収の所管庁である（国税通則法43条1項、3項）。

（2）破産会社の財務状況

破産会社の決算短信〔日本基準〕（連結）によれば、破産会社の財務状況は、平成29年

3月期第1四半期（平成28年4月1日～同年6月30日）において約8億3420万円の債務超過であったところ、その後債務超過額は拡大し、同年9月30日には約12億8927万円の債務超過、同年12月31日には約15億1279万円の債務超過になった（乙16～18）。

(3) 破産会社の本件第三債務者に対する債権

ア Bに対する債権

Bは、破産会社との間で、平成27年11月、●●他1橋の波形鋼板の製作等に係る工事につき、破産会社を請負人、代金を2億9160万円とする請負契約を締結した（丙4の1、4の2。以下「本件請負契約1」という。）。本件請負契約1に係る注文書（丙4の1）及び注文請書（丙4の2）には、いずれにも「受注者は、発注者の書面による承諾なくしては、本契約により生ずる一切の債権、債務を、第三者に譲渡したり、担保等の権利を設定したり、又は承継させてはならない。」と記載されていた。

イ Cに対する債権

C（東日本支社）は、破産会社との間で、平成26年8月8日、●●トンネル工事につき、破産会社を請負人、代金を1億2523万6800円とする請負契約を締結した（乙25。以下「本件請負契約2」という。）。本件請負契約2に係る工事下請契約約款第11条には、「元請負人及び下請負人は、相手方の事前の書面による承諾を得なければ、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない」と規定されていた（乙25）。

ウ 岐阜県に対する債権

岐阜県（岐阜土木事務所）は、破産会社との間で、平成28年12月19日、●●整備事業、●●工事につき、破産会社を請負人、代金を9493万2000円とする請負契約を締結した（丙13の1。以下「本件請負契約3」という。）。本件請負契約3に係る工事請負契約約款第5条には、「受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。」と規定されていた（丙13の3）。

(4) 本件売買契約の締結等

原告は、破産会社との間で、平成29年5月22日、原告が所有する別紙物件目録記載1ないし13の山林（以下「本件土地」という。）を、代金1億8000万円で売却する旨の売買契約書を交わし（甲14。以下、同売買契約書による売買契約を「本件売買契約」という。）、同日、破産会社は、原告を受取人として約束手形3枚（手形金額合計1億8000万円）を振り出し、交付した（甲16～18）。

(5) 本件債権譲渡担保契約の締結及び登記

ア 破産会社は、平成29年7月18日、原告に対し、破産会社が原告から4億8300万円を借用していることを確認する内容の「借用証明書」（甲19。以下「本件借用証明書」という。）に押印して交付するとともに、原告との間で、破産会社の原告に対する債務を担保するため、破産会社が本件第三債務者に対して同日時点で有し、又は同日から平成30年6月30日までに取得する売掛債権等を原告に譲渡する内容の「債権譲渡担保権設定契約書」（甲20。以下「本件債権譲渡担保契約書」という。）を交わした。本件債権譲渡担保契約書には、被担保債権につき、「甲（破産会社）乙（原告）間の平成29年7月 日付金銭消費貸借契約証書その他甲と乙との間で交わされる合意書等に基づ

き、乙が甲に対して貸し付ける金銭債権及びこれに付帯する利息・損害金その他一切の債権」と記載され、合意書等の作成日付に係る記載は空白にされていた（甲20）。

また、原告と破産会社は、平成29年7月18日付けで、①原告が有する貸付債権（3億2000万円相当額）を、平成29年9月頃に実施予定の第三者割当増資にて、デッド・エクイティ・スワップにより破産会社の株式と交換すること、②本件売買契約の代金の支払として破産会社が振り出した手形（1億8000万円相当額）を①と同様に破産会社の株式と交換することができること等を約する旨記載された覚書（甲21。以下「本件覚書」という。）を交わした。

イ 原告及び破産会社は、平成29年7月20日、本件債権譲渡担保契約に係る譲渡債権につき、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律4条1項に基づき、債権譲渡登記をした（甲22）。

（6）参加人の破産会社に対する租税債権（丙2の1～8）

参加人は、破産会社に対し、平成29年8月10日時点で、既に納期限を経過した合計1億5287万0500円の租税債権を有していた（別紙租税債権目録（1））。参加人の破産会社に対する租税債権は、平成29年8月14日時点で合計1億5296万3300円（同目録（2））、平成29年9月5日時点で合計1億6190万4300円（同目録（3））、平成29年9月6日時点で合計1億6193万1000円（同目録（4））、平成29年9月15日時点で合計1億5573万3632円（同目録（5））、平成29年9月19日時点で合計1億5587万2332円（同目録（6））、平成29年10月3日時点で合計1億5668万0372円（同目録（7））、平成30年7月2日時点で合計1億5620万6526円（同目録（8））となり、その後延滞税の加算が続いている。

（7）Bに対する債権の差押通知、譲渡通知、供託

ア 参加人は、平成29年8月10日、破産会社に対する既に納期限を経過した同日時点の合計1億5287万0500円の租税債権のうち、別紙租税債権目録（1）記載順号1ないし3の租税債権を徴収するために、国税徴収法（以下「徴収法」という。）47条1項及び同法62条1項に基づき、本件請負契約1に係る破産会社のBに対する請負代金債権を差し押え、同日、債権差押通知書をBに送達した（丙2の1、丙7）

イ 他方で、原告は、B（名古屋支店）に対し、平成29年8月17日到達の内容証明郵便物をもって、破産会社のBに対する債権につき、平成29年7月20日付けで債権譲渡登記をして原告に帰属した旨の通知をし、その頃、その登記事項証明書を送付した（甲25、28）。

ウ Bは、平成29年8月28日、本件請負契約1に基づき同日時点で破産会社に対し負っていた合計4682万3356円の請負代金債務（以下同債務に係る債権を「本件請負代金債権1」という。）について、債権者不確知を理由に、別紙供託金目録記載1のとおり、4682万3356円を岐阜地方法務局大垣支局に供託し（甲29、丙5、6の1、2）、さらに、同年9月4日、Bが破産会社に対し同日時点で本件請負契約1に基づき破産会社に対し負っていた本件請負代金債権1とは別の合計1億5212万5181円の請負代金債務（以下同債務に係る債権を「本件請負代金債権2」という。）についても、債権者不確知を理由に、別紙供託金目録記載2のとおり、1億5212万5181円を岐阜地方法務局大垣支局に供託した（甲28）。

エ 参加人は、平成29年9月5日、破産会社に対する、同日時点の合計1億6190万4300円の租税債権のうち、別紙租税債権目録(3)記載順号1ないし5の租税債権を徴収するため、徴収法47条1項及び同法62条1項に基づき、別紙供託金目録記載1の供託金に係る還付請求権を差し押さえ、同日、債権差押通知書を岐阜地方法務局大垣支局供託官に送達した(丙2の3、丙8)

(8) Cに対する債権の譲渡通知、供託

ア 原告は、Cに対し、平成29年8月21日到達の内容証明郵便物をもって、破産会社がCに対して有する債権につき、同年7月20日付けで債権譲渡登記をして原告に帰属した旨の通知をし、その頃、その登記事項証明書を送付した(甲24、27)。

イ Cは、平成29年9月15日、本件請負契約2に基づき同日時点で破産会社に対し負っていた合計177万3378円の請負代金債務(以下同債務に係る債権を「本件請負代金債権3」という。)について、債権者不確知を理由に、別紙供託金目録記載3のとおり、177万3378円を東京法務局に供託した(甲27)。

(9) 岐阜県に対する債権の譲渡通知、供託

ア 原告は、岐阜県(岐阜土木事務所)に対し、平成29年8月14日到達の内容証明郵便物をもって、破産会社の岐阜県に対する債権につき、同年7月20日付けで債権譲渡登記をして原告に帰属した旨の通知をし、その頃、その登記事項証明書を送付した(甲23、26)。

イ 他方で、参加人は、同日(平成29年8月14日)、破産会社に対する同日時点の租税債権合計1億5296万3300円のうち、別紙租税債権目録(2)記載順号1ないし3の租税債権を徴収するため、徴収法47条1項及び同法62条1項に基づき、本件請負契約3に係る破産会社の請負代金債権を差し押さえ、同日、債権差押通知書を岐阜県(岐阜土木事務所長)に送達した(丙2の2、丙14)。

ウ 岐阜県は、平成29年9月19日、本件請負契約3に基づき、同日時点で破産会社に対し負っていた合計9493万2000円の請負代金債務(以下同債務に係る債権を「本件請負代金債権4」という。)について、債権者不確知を理由に、別紙供託金目録記載4のとおり、うち8790万円を岐阜地方法務局大垣支局に供託し(甲26)、残金703万2000円については、参加人に支払った(丙18)。

エ 参加人は、平成29年9月19日、破産会社に対する同日時点の合計1億5587万2332円の租税債権を徴収するため、徴収法47条1項及び同法62条1項に基づき、別紙供託金目録記載4の供託金に係る還付請求権を差し押さえ、同日、債権差押通知書を岐阜地方法務局大垣支局供託官に送達した(丙2の6、丙19)。

(10) 銀行取引停止処分、破産手続開始決定

ア 破産会社は、平成29年以降、原告を受取人とする多数の約束手形を振り出してきた。

イ 原告は、平成29年8月31日、かかる約束手形のうち5枚(手形金額合計1億1000万円、支払期日は同日)につき、D銀行(当時はE銀行。以下同じ。)大垣支店において呈示したものの、資金不足を理由に支払を拒絶された(甲5~9)。

ウ また、原告は、平成29年9月4日、破産会社を振出人、原告を受取人とする約束手形2枚(手形金額合計1億5000万円、支払期日は同月3日又は同月4日)につき、D銀行大垣支店において呈示をしたものの、資金不足を理由に支払を拒絶された(甲3、

4)。

エ 破産会社は、同日、手形交換所から、銀行取引停止処分を受けた。

オ 岐阜地方裁判所は、同年11月●日、破産会社について破産手続を開始する旨の決定し、被告をその破産管財人に選任した(甲2)。

(11) 本件訴訟の提起等

原告は、平成29年11月23日、本件訴訟を提起した。

被告は、本件訴訟において、原告に対し、平成30年6月20日の弁論準備手続期日において陳述した準備書面(1)(平成30年6月12日付け)によって、破産法53条1項に基づき本件売買契約を解除するとの意思表示をするとともに、本件債権譲渡担保契約を否認するとの意思表示をした。

3 争点

- (1) 原告の破産会社に対する本件各貸付けはあったか
- (2) 本件債権譲渡担保契約は原告の破産会社に対する既存の債権を被担保債権とするものか
- (3) 原告は譲渡禁止特約について悪意又は重過失であったか
- (4) 被告は本件債権譲渡担保契約につき否認権を行使することができるか
- (5) 被告は本件売買契約につき双方未履行双務契約であることを理由に解除することができるか

第3 争点に関する当事者の主張

1 原告の破産会社に対する本件各貸付けはあったか

(原告の主張)

(1) 原告による貸付け

原告は、破産会社に対し、以下のとおり、平成29年5月1日から同年7月14日までの間に、5回にわたり、合計3億0300万円を貸し付けた(以下、原告の主張する5回の貸付けを一括して「本件各貸付け」という。)。本件各貸付けは、いずれも、原告を実質的に支配していたF(以下「F」という。)が原告を代理して現金を用意し、破産会社のために資金集めを行っていたG(以下「G」という。)を通じて、破産会社に交付されることで行われたものである。

ア 平成29年5月1日 9000万円

Fは、Fが代表社員を務めるH合同会社(以下「H」という。)の本店所在地の事務所(東京都港区●●所在)において、Gに対し、現金9000万円を手渡した。

イ 平成29年5月22日 1億6500万円

Fは、Hの事務所において、Gに対し、現金1億6500万円を手渡した。

ウ 平成29年6月22日 2000万円

Fは、事前に破産会社が融資を必要としていることを聞いていたため、自己の会社の従業員に現金2000万円を預け、Gに交付させた。

エ 平成29年7月4日 1200万円

Fは、Hの事務所において、Gに対し、現金1200万円を手渡した。

オ 平成29年7月14日 1600万円

Fは、外出中に、破産会社の代表取締役であるI(以下「I」という。)及び破産会社の取締役であるJ(以下「J」という。)から、Gを通じて、破産会社の当座預金が不足

しているため、段取りをしてほしい旨の依頼を受けた。

Fは、付合いのある質店に連絡し、現金1600万円を準備してもらい、Gに指示して、取りにいかせた。Gは、この1600万円を持参し、I及びJとともに破産会社の当座預金口座に入金した。

(2) 原告の主張を裏付ける事実等

ア Fは、平成28年9月2日から平成29年5月1日までの間に、Fが代表取締役を務めているK株式会社（以下「K」という。）の預金口座から合計1億1000万円、Hの預金口座から合計1億0200万円、Lの預金口座から合計7150万円の出金をし、これらの合計2億8350万円を用いて平成29年5月1日に9000万円、同月22日1億6500万円、同年6月22日に2000万円の合計2億7500万円を破産会社に貸し付けた。

イ Fは、本件各貸付けに当たり、破産会社から、貸付金額に相当する手形の交付を受けている。融資を受けていないのに高額の手形だけを交付する理由はなく、手形の交付の事実、破産会社が融資を受けたことの証左でもある。また、破産会社は、手形の交付後、手形の手換えを行っているところ、破産会社が融資を受けていないのであれば、手形を回収した際に新たな手形を交付する必要はないから、これは、原告が手形と引換えに破産会社に対して融資を行っていたことを示す。

被告は、将来の融資の担保として、破産会社が原告に対し手形を交付したとするが、融資を受けていないのに高額の手形だけを交付する理由はない。そして、原告は、破産会社に対する貸付けに当たり、破産会社の手形の交付を受けていたことから、貸付けに関する金銭消費貸借契約書及び領収書は作成しなかった。

ウ 破産会社は、平成29年7月18日に、融資金額3億0300万円と本件土地の売買代金1億8000万円の合計額と同額である4億8300万円の債務を原告に対して負っていることを認める本件借用証明書並びにこれを前提とする本件債権譲渡担保契約書及び本件覚書を作成しており、本件債権譲渡担保契約の被担保債権が存在していたことを示す。

(3) 被告は、原告が主張する3億0300万円の貸付けを受けておらず、平成29年5月22日及び同月23日に合計2480万円の貸付けを受けたにとどまる旨主張する。

しかし、破産会社は、原告に対し、合計3億0300万円分の手形を交付しており、2480万円しか借り入れていない者にかかる高額の手形を交付することは考えられない。しかも、被告が主張する2480万円は、Gが破産会社から個人的に頼まれて貸し付け、振り込んだものであり、原告が振り込んだものではない。

被告は、破産会社が2480万円の借入れや500万円の返済について、適時開示していたにもかかわらず、原告から何ら異議申立てを受けなかったと主張するが、原告は、事実と異なる適時開示がなされるたびに、破産会社に対して訂正の申入れをしている。破産会社が事実と異なる適時開示をしていたことは、破産会社のJも認めている。

(被告及び参加人の主張)

(1) 原告は、平成29年5月から同年7月にかけて5回にわたり、破産会社に対し、現金を交付する方法で合計3億0300万円を貸し付けた旨主張するが、このような貸付けはいずれも存在しない。

(2) 被告の主張を裏付ける事実等

ア 原告が主張する本件各貸付けは、破産会社の取締役会決議事項であるところ、本件各貸付けにつき、破産会社の取締役会で決議されたことはなく、適時開示もされていない。他方で、破産会社は、平成29年5月の段階で、原告から「平成29年5月22日に2480万円の融資を受け、同月23日に1億1020万円の借入れを予定している」旨の適時開示をしているところ（乙6～8）、原告は、平成29年8月31日付け適時開示（乙13）に対する異議申立て以前に、適時開示について異議を述べたことはない。

イ 原告の主張する貸付けは、いずれも高額の貸付けであるにもかかわらず、個別の金銭消費貸借契約書は作成されていないというのであり、これは不自然である。また、本件借用証明書に借入金の内訳の記載はない。

ウ 破産会社が、平成29年5月22日に原告に対して振り出した手形は、融資枠に相当する事実上の担保として融資に先立ち原告に交付したものであり、発行した額面に相当する金額を、追って、原告が破産会社に融資するとされていた。そして、破産会社は、上記の融資枠につき、原告から、平成29年5月22日及び同月23日に、合計2480万円を借り入れたものの、それ以外に原告から融資を受けた事実はない（しかも、破産会社は、原告に対し、同年7月7日、上記2480万円のうち500万円を返済した。）。

エ 原告は、破産会社に対する貸付金の原資として、平成28年9月2日から平成29年5月1日までに預金を引き出したと主張するが、破産会社に貸し付けるまでの長期間にわたって、具体的な用途もなく、このような多額の現金を会社の事務所で保管するのは不自然である。

2 本件債権譲渡担保契約は原告の破産会社に対する既存の債権を被担保債権とするものか
(原告の主張)

(1) 原告は、前記1（原告の主張）のとおり、破産会社に対し、合計3億0300万円の貸金債権を有していた。また、原告は、破産会社に対し、本件売買契約に基づき1億8000万円の代金債権を有しており、平成29年5月22日に、破産会社が原告に対して、同代金債権の支払に代えて同額の手形を交付したことから、原告は破産会社に対する1億8000万円の手形債権を取得した。そして、原告は、破産会社との間で、同年7月18日、破産会社に対する上記貸金債権及び手形債権を被担保債権として、破産会社が有し、又は将来取得する本件第三債務者に対する売掛債権を原告に譲渡する旨の本件債権譲渡担保契約を締結した。

(2) 本件債権譲渡担保契約書では、被担保債権につき「甲乙間の平成29年7月 日付け金銭消費貸借契約証書その他甲と乙との間で交わされる合意書等に基づき、乙が甲に対して貸し付ける金銭債権及びこれに付帯する利息・損害金その他一切の債権とする。」とされているところ、「合意書等」とは、本件借用証明書を意味する。

被告及び参加人は、本件債権譲渡担保契約は将来債権を担保する趣旨でされたものであると主張するが、そうであれば、上記契約書の被担保債権に係る日付部分の記載につき「7月」と明記されていることは不自然である。上記日付け部分が空欄なのは、本件借用証明書と同じ日付を書き入れることを忘れてしまったものにすぎない。

また、破産会社が、原告から2480万円しか融資を受けておらず、本件債権譲渡担保契約の被担保債権が将来債権であるとすれば、破産会社は、1億3500万円の手形を交

付したにも関わらず、2480万円しか融資をしない原告に対し、さらに債権を譲渡してまで将来の融資を依頼し、合計約2億8000万円もの売掛債権を譲渡担保に入れたことになるが、これは考え難い。

(被告及び参加人の主張)

(1) Jは、平成29年7月頃、Gから、破産会社の売掛債権を担保提供すれば、原告が、破産会社に対し、まずは5000万円を融資するとの提案を受け、本件借用証明書、本件債権譲渡担保契約書及び本件覚書への押印を迫られた。Gは、Jに対し、本件借用証明書に記載された4億8300万円の金額について、「今後の追加融資予定額も含めた金額である」と説明した。破産会社は、手形の不渡りを避けるため融資を受けることはやむを得ないと考え、本件債権譲渡担保契約を締結した。このように、本件債権譲渡担保契約は、既存の債権を被担保債権とする趣旨ではなく、今後の原告からの追加融資の根担保として担保提供する趣旨で締結されたものである。

(2) 本件債権譲渡担保契約書には、被担保債権を特定する記載がない。同契約書の被担保債権に係る記載は、既存の債権を担保する趣旨ではなく、平成29年7月に新たに実行される予定であった融資に係る貸金債権を担保する趣旨であった。

原告が主張するように、本件借用証明書に記載された貸付債権を担保する趣旨であれば、被担保債権に係る書面作成の日付を空欄にする必要はない。債権譲渡担保契約において、被担保債権の特定は極めて重要な事項であるし、原告が主張する貸金債権が極めて高額であることに鑑みれば、被担保債権の特定についてあえて解釈の余地を残すような記載をすることは考えられない。かかる契約書の記載は、本件債権譲渡担保契約が、別途予定されていた金銭消費貸借契約に基づく貸金債権を担保する趣旨であり、具体的な日付が記載できなかったことによる。

3 原告は譲渡禁止特約について悪意又は重過失であったか

(被告及び参加人の主張)

(1) 本件請負代金債権1ないし4には、いずれも譲渡禁止特約が付されており、原告は、譲渡禁止特約の存在について悪意又は重過失であった。

(2) ア 破産会社は、本件債権譲渡担保契約の締結に先立ち、原告に対し、破産会社と本件第三債務者の間で締結された請負契約等に係る注文書等を交付しており、原告は、請負代金債権1ないし4に係る譲渡禁止特約を容易に知り得る状態にあった。

原告の顧問であるGは、原告から委任を受け、原告の窓口役として交渉や本件債権譲渡担保契約書の作成、同契約書を取り交わす際の立会い等を行っているところ、Gが公認会計士としての資格を有し、金融業に従事していた経歴等を有していることからすれば、本件債権譲渡担保契約を締結するに際し、譲渡禁止特約の有無を確認するため、上記注文書等を確認していたはずである。そして、Gとしかるべき意思疎通を図っていたFないし原告代表者であるA（以下「A」という。）も、上記注文書を確認し、譲渡禁止特約の存在について知っていたはずである。

原告は、注文書等の提出を受けていないことから、譲渡禁止特約の存在について善意である旨主張するが、債権譲渡担保を設定しようとする債権者としては、当該債権の具体的な内容や、譲渡禁止特約が付されているかどうか等について確認するため、当該債権に係る書面を確認するのが通常であり、このような確認をしないまま債権譲渡担保契

約を締結するというのは不自然かつ不合理である。

イ 一般に大規模な建設会社の建設工事に関する契約については、契約の性質や内容、工事の規模や契約金額の多寡等にかかわらず、譲渡禁止特約を付することが通常であり、これは、この種の業界の事情に少しでも通じた者や日常的に債権に関する調査等を行う金融業者にとっては、周知の事実であった。また、地方自治体との契約においては定型的に譲渡禁止特約が付されている。

そうすると、原告は、本件請負代金債権1ないし4に譲渡禁止特約が付されていることについて当然に知っていたはずである。仮に、原告が譲渡禁止特約を知らなかったとしても、債権譲渡を受けようとする原告において、譲渡債権に譲渡禁止特約が付されている可能性を考慮した上、あらかじめ、注文書等を確認するなどして、譲渡禁止特約の有無について調査を行うべきであり、かかる調査を懈怠し、漫然と譲渡債権の譲渡を受けた原告には、重大な過失がある。

(3) 仮に、原告が、Gから譲渡禁止特約について報告を受けておらず、両者の認識に齟齬があり、原告に悪意又は重過失が認められないとしても、原告の窓口役として破産会社との交渉等を行っていたGにおいて悪意又は重過失が認められることから、民法101条1項の趣旨に鑑み、原告の悪意又は重過失と扱うことが相当である。

これに対し、原告は、原告がGに対し、破産会社との交渉における窓口役を委任したことではなく、かえって、Gは破産会社側の窓口であったと主張する。

しかし、Gは、Aとともに名古屋国税局を訪れた際、原告の顧問であるとの肩書が記載された名刺を差し出した上で、破産会社の租税債権の徴収を本件請負代金債権1及び4以外の財産から行うよう要請するとともに、原告と破産会社との取引内容や本件債権譲渡担保契約について原告の立場から回答を行っている。また、Gは、本件債権譲渡担保契約書を作成し、本件債権譲渡担保契約の対象となる取引先を選定し、債券譲渡通知の手続きを行い、債権譲渡登記について発案を行うなどしており、契約締結等には、AではなくGが立ち会っている。

以上によれば、Gは、明らかに融資を実行する原告側の立場に立って、本件債権譲渡担保契約締結に向けた様々な交渉や書面のやり取り、手続等を一手に行っていたといえ、譲渡人である破産会社ではなく、譲受人である原告側の窓口であったことは明らかである。

(4) 譲渡禁止特約の主張適格

ア 被告の主張適格

譲渡禁止特約付債権の差押債権者は、差押債権の引当てとなる財産を確保するために譲渡禁止特約違反を理由とする無効を主張することができるものとされているところ、破産管財人も、全ての破産債権者の利益を図るべく、破産債権の引当てとなる財産を確保するために譲渡無効を主張することにつき正当な利益を有し、譲渡無効を主張することができる。

イ 参加人の主張適格

国税の徴収職員は、滞納処分により差し押さえた債権につき、取立権（徴収法67条1項）を有するところ、譲渡禁止債権が滞納者の責任財産であること（譲渡禁止特約を理由に債権譲渡が無効であること）を主張することにつき、上記取立権を行使し得るか否かという点で重大な利害関係を有しており、かかる取立権は、滞納者の代理人又は承継

人として滞納者の名において取り立てるものではなく、徴収職員が自己の名において取り立てるものであるから、滞納者と対立する独自の利害関係を有するといえる。

したがって、徴収法67条1項に基づいて債権を差し押さえた国（徴収職員）は、譲渡禁止特約に反した債権譲渡の無効を主張する独自の利益を有するといえ、債権譲渡の無効を主張することができる。

（原告の主張）

（1）原告は譲渡禁止特約の存在につき善意無重過失である。

ア 原告は、破産会社側から本件債権譲渡担保契約締結の提案を受け、破産会社側の作成した本件債権譲渡担保契約書に基づき締結したものであり、破産会社が担保として提供した譲渡債権に譲渡禁止特約が付されているとは考えなかった。どの第三債務者に対する債権の譲渡を受けるかについては、あらかじめ破産会社とGとが選別した上で原告に提示してきたのであり、原告は、売掛債権のリストは見せられたものの、破産会社と本件第三債務者との間で締結された注文書等の提出を受けていない。Gは、Jに対し、取引先との契約書等の提出を求めたが、破産会社は、取引先とは発注書と受注書のやり取りによって取引しており、契約書は存在しないと述べ、発注書及び受注書も見せなかった。原告には譲渡禁止特約が付されているかどうかを自ら確認する術がなく、譲渡禁止特約の存在を知り得なかった。

そして、原告は、破産会社から譲渡債権について譲渡禁止特約は付いていないとの説明を受け、本件債権譲渡担保契約書にも譲渡禁止特約は付いていない旨が明記されていたことから、これを信じ、本件債権譲渡担保契約を締結したものであり、原告は譲渡禁止特約につき善意無重過失である。

イ 大規模な建設会社の建設工事に関する契約に譲渡禁止特約が付される等の取扱いが一般的にされているとしても、原告ないしFはかかる取扱いについて知らなかったし、あくまで契約は個別に締結されるのであるから、当該契約に譲渡禁止特約が必ず付されているとは限らない。

また、仮に地方自治体との契約に定型的に譲渡禁止特約が含まれているとしても、契約内容は各契約により異なるものであり、破産会社と本件第三債務者との契約を見ていない原告に重過失を認めることはできない。原告は、地方自治体と取引しているわけではない。

（2）ア 被告及び参加人は、Gが原告からの委任を受けて原告側の窓口となっていたことをもって、その悪意又は重過失を原告の悪意又は重過失と同視できると主張する。しかし、以下のとおり、Gは原告側の窓口ではなく、破産会社側の窓口として交渉に当たっていた。

原告がGに対し、破産会社との交渉の窓口役を委任したことはない。Gは、Jやその義父とつながりがあり、原告の破産会社に対する融資は、Gが平成29年4月頃にJから破産会社の資金繰りが苦しいという話をされたことから始まったものであった。Gは破産会社の資金調達のために、破産者側の人間として原告と交渉していたのであり、現に、破産会社のために、M株式会社（以下「M」という。）等の原告以外の者とも交渉していた。

被告及び参加人は、Gが担保の対象となる債権を選定した事実を指摘するが、これは、

Jから取引先名簿を受け取ったGが、Jから聞き取った債権の実態の有無、支払スケジュール、受注残額等の情報を踏まえ、選定したにすぎず、原告の窓口として選定したわけではない。

被告及び参加人は、Gが名古屋国税局の調査の際に持参した原告顧問の肩書の付された名刺を指摘するが、これは、原告の代表取締役であるAが国税局の調査に向かうに当たり、本件各取引についてよく知っているGに同席してもらうべく、急ぎよ作成したものにすぎず、現実には、原告とGとの間に顧問関係はない。Gは自らの紹介により原告に不利益を負わせてしまったことに責任を感じ、Aの調査に同行したものである。

さらに、被告及び参加人は、本件債権譲渡担保契約締結の際に、Aが立ち会わず、Gが立ち会ったことを指摘するが、本件債権譲渡担保契約は、Gが、破産会社の押印がされた契約書を原告の事務所に持って行き、Fがこれに押印するという方法で締結されたものであり、Gが原告側の人間として契約を締結したわけではない。

イ 仮に、Gが原告側の窓口であったとしても、原告がGに対し本件債権譲渡担保契約の締結に関する代理権を授与したことはなく、Gは原告の使者として行動し、原告の意思決定を破産会社側に伝えていたにすぎないのであるから、民法101条1項の趣旨は及ばない。

ウ その上、Gは、譲渡禁止特約の存在につき、善意無重過失である。すなわち、Gは、Jから交付された取引先名簿をもとに、Jの情報を踏まえて取引先を選定したところ、破産会社は、取引先とは発注書と受注書のやり取りによって取引をしているため契約書は存在しないと述べ、しかも発注書及び受注書をGに見せることはなかった。そして、破産会社から譲渡禁止特約について説明はされておらず、本件債権譲渡担保契約書には同特約が存在しないことを破産会社が保証する旨明記されている。原告は、破産会社から本件第三債務者との契約書を見せられたことはなく、Gもかかる契約書は見えていない。破産会社から、表明保証の文言を削除してほしいという要望はなかった。

そうすると、Gにおいて悪意又は重過失であるということとはできない。

(3) 譲渡禁止特約違反の主張適格

譲渡禁止特約に反して債権が譲渡された場合であっても、同特約の存在を理由に譲渡の無効を主張する独自の利益を有しない者は、原則としてその無効を主張することできない。被告及び参加人は本件債権譲渡担保契約に係る債権譲渡の無効を主張する独自の利益を有さず、本件債権譲渡担保契約の無効を主張できない。

4 被告は本件債権譲渡担保契約につき否認権を行使できるか

(被告の主張)

(1) 本件債権譲渡担保契約は、破産会社が支払不能になった後にされたものであり、原告は、本件債権譲渡担保契約の締結当時、破産会社が支払不能であることを知っていたから、被告は、破産法162条1項1号イに基づき、本件債権譲渡担保契約を否認する。また、仮に、破産会社が、本件債権譲渡担保契約の締結時に支払不能ではなかったとしても、本件債権譲渡担保契約の締結は、破産会社の義務に属しないものであり、破産会社は、遅くとも本件債権譲渡担保契約の締結から30日以内に支払不能になっていることから、被告は、破産法162条1項2号に基づき、本件債権譲渡担保契約を否認する。

(2) 支払不能の時期

ア 破産会社は、平成29年4月時点で、本来支払うべき買掛債務2307万8000円のうち1329万円しか支払うことができず、金融機関以外の貸金債権者に対する元金・利息の支払いを遅延しており、弁済期の延期を繰り返していた。同年5月末には、法人税及び消費税の合計2億円を支払うことができていない。そうすると、破産会社は、遅くとも、同年4月ないし5月の時点で支払不能であった。

イ また、破産会社は、本件債権譲渡担保契約が締結された平成29年7月18日時点において、公租公課のほか、金融機関以外の貸金債権者に対する利払の一部や仕入先への支払、本社不動産の賃料支払を遅滞している状況にあり、従業員に対する給与も支払えておらず、弁済期の到来している債務を一般的かつ継続的に弁済することができない状態にあった。しかも、当時、破産会社の金融機関以外の多数の債権者からの債務については、約定した弁済期に弁済することができないことから、弁済期の延長を繰り返すことで手形の不渡りを回避していたにすぎず、これらの債務についても実質的には弁済期に弁済できない状態にあった。

したがって、破産会社は、本件債権譲渡担保契約の締結時において、支払不能であった。

(3) 支払不能に対する原告の悪意

ア 本件債権譲渡担保契約の締結は、破産会社の義務に属しないものであったから、原告は、破産会社の支払不能を知っていたものと推定される（破産法162条2項2号）。しかも、以下のとおり、原告は破産会社の支払不能について悪意であった。

イ 破産会社は、上場会社であったところ、破産会社の業績・財務状況の推移、平成29年3月末の資産譲渡取引の内容、金融機関以外の個人・法人からの借入れ、支払期限の延期、利息の未払の状況等の情報はすべて適時開示されていた。また、上記資産譲渡取引の結果、破産会社の株式が平成29年3月3日に監理銘柄に指定されたことも公表されていた。かかる適時開示の内容からは、破産会社が債権者に対する多額の債務の返済期限を幾度も延期しており、元金の一部の弁済もできていないこと、多くの債権者に対して利息が支払えていないことが容易に認識できた。

ウ 原告は、破産会社に対して4億8300万円もの債権を取得する取引を行っていたというのであるから、当然、破産会社に関する上記情報を確認の上で取引を行い、取引後にも適宜チェックしていたはずである。しかも、原告は、破産会社の適時開示の情報は事実と異なることが多々あり、その都度訂正を申し入れていたと主張しており、原告が破産会社の適時開示の情報をつぶさにチェックしていたことは明らかである。したがって、原告は、破産会社の支払不能を推認させる事実は容易に認識し得た。

エ 原告が破産会社に融資を行うに際し、原告は、それが運転資金であることを認識していた。また、破産会社の原告からの借入金の弁済期限は2回延期されている上、Iは、平成29年7月14日、原告の事務所を訪問し、Fに対し、資金繰りのために追加融資を実行してほしい旨伝えた。

(4) 同時交換的取引であるとの原告の主張に対する反論

原告は、本件債権譲渡担保契約は、本件各貸付け及び本件売買契約の担保のためにこれと一体としてなされたいわゆる同時交換的取引に当たり、既存の債務についてされた担保の供与ではない旨主張する。しかし、本件各貸付け及び本件売買契約は、本件債権譲渡担保契約に先行して、これと無関係にされたものであり、本件債権譲渡担保契約との間に密

接な関連性は認められず、本件債権譲渡担保契約による担保と引換えないし条件としてされたものではない。本件債権譲渡担保契約と本件各貸付け及び本件売買契約とが同時交換的取引になる余地はない。

(原告の主張)

(1) 支払不能の時期

本件において、破産会社は、平成29年8月31日に1度目の手形不渡りを発生させ、同年9月4日に銀行取引停止処分を受けており、これにより、破産会社は金融機関からの借入れができなくなり、債務の弁済が一般的かつ継続的にできなくなった。破産会社が支払不能になったのは上記銀行取引停止処分の時点である。

被告は、破産会社が平成29年4月ないし5月の時点で支払不能であったと主張し、その根拠として多数の買掛債務等が弁済期に支払えなかったことを指摘する。しかし、破産会社が弁済期に弁済できた債務も多数あり、同時点において、未だ、一般的に債務を弁済できない状態であったとはいえない。また、弁済期が延期された債務については、弁済期にある債務と評価すべきではない。そもそも、破産会社は、適時開示において上場廃止のリスクや返済期限の延長、利息の一部未払等について明らかにしているものの、なおも弁済の猶予を受けられていたのであり、破産会社の信用は失われていなかった。

(2) 支払不能に係る原告の善意

本件債権譲渡担保契約の締結時点において、破産会社が支払不能であったとしても、原告はかかる状態について善意であった(破産法162条1項1号ただし書)。

原告は、本件各貸付けの際、破産会社は債務超過の状態ではあるが、これを解消できることが確実であるため、運転資金を貸してほしいと聞かされており、本件債権譲渡担保契約書においても、破産会社は自身が「支払不能、支払停止又は債務超過に陥るおそれはない」と保証していた。原告は、破産会社が弁済期に弁済できなかった債務があることを知らされておらず、破産会社の支払不能を知ったのは、同年9月12日の報道によってであった。

原告は、自身が破産会社に融資をした際には、その事実が適切に適時開示されているかを確認していたものの、同適時開示を詳細に確認していたわけではない。また、仮に原告が破産会社の適時開示を確認していたとしても、適時開示の記載からは、破産会社が期限までに債務の弁済ができなかったことは認識できない。

(3) 同時交換的取引

原告は、破産会社に対し、平成29年5月から7月までの短期間に、破産会社に対して5度の融資と本件土地の売却を行い、破産会社は同月18日に貸金債務及び売買代金債務を一体的な債務とし本件借用証明書で確認の上、同債務を担保する目的で本件債権譲渡担保契約を締結した。本件各貸付け及び本件売買契約と本件債権譲渡担保契約締結とは実質的に見て破産会社の救済のためにされた一体の取引であり、いわゆる同時交換的取引であるから、本件債権譲渡担保契約は、「既存の債務」についてされた担保の供与とはいえず、破産法162条による否認の対象にはならない。

5 被告は本件売買契約につき未履行双務契約であることを理由に解除できるか

(被告の主張)

(1) 本件売買契約は、売買代金が全額支払われることにより、本件土地の所有権が破産会社に

移転し、所有権移転登記手続が行われ、引渡しがされる内容になっているところ、本件売買契約締結以降、破産会社による売買代金の支払も、原告による本件土地の引渡しもされておらず、破産手続開始決定時点において、当事者双方ともに債務の履行を完了していない。したがって、本件売買契約は双方未履行双務契約に該当し、被告は、本件売買契約を解除した（破産法53条1項）から、原告の破産会社に対する売買代金債権は消滅した。

(2) 原告は、本件売買契約に基づく代金債務につき、破産会社が代金債務と同額の手形を交付したことから、既に履行されている旨主張する。

しかしながら、売買代金の支払を手形の交付によって行った場合、これにより直ちに代金の支払債務が消滅することはなく、特段の事情のない限り、手形は支払のために振り出されたものと推定され、原因債務は残存する。本件訴訟においても、原告は、当初、被担保債権につき、「手形債権」ではなく「売買代金債権」としていた。したがって、破産会社による代金債務は未だ履行されていない。

原告は、上記特段の事情として、本件売買契約の代金支払期日に、売買代金と同額の手形を原告に交付した事実を指摘するが、かかる事実のみでは、何ら上記特段の事情に当たらない。

(3) また、原告は、破産会社から上記手形の交付を受けていることから、破産会社への本件土地の引渡しが完了している旨主張する。しかし、上記のとおり、手形の交付により代金債務が消滅したとはいえないから、これを前提とする原告の主張は理由がない。

(4) 原告は、本件土地の所有権移転登記手続に必要な書類を破産会社に交付したことをもって、原告の債務を履行したとも主張する。しかし、これは、未だ原告から破産会社に所有権が移転しておらず、移転登記義務も生じていない状況で書類が交付された履行の提供に相当するものにすぎず、現実に原告から破産会社への所有権移転登記も引渡しもなされていない本件においては、原告の債務の履行が完了したものとはいえない。

(原告の主張)

(1) 本件売買契約に基づく原告及び破産会社の債務はいずれも履行済みであるから、被告は、本件売買契約につき、破産法53条1項に基づく解除をすることはできない。

(2) 破産会社は、本件売買契約が締結された平成29年5月22日に、売買代金と同額分の手形を交付したところ、同交付行為は、破産会社において本件土地の代金の支払に代えてする意思をもってされた代物弁済であるから、これにより破産会社の代金債務は履行された。

本件売買契約には、手付金や内金の定めはなく、代金全額が契約締結日である平成29年5月22日に支払われることになっており、破産会社は同日、代金額と同額の手形を原告に交付したのであるから、これをもって破産会社による代金支払債務は履行されたといえる。もし、手形の交付が代金支払債務の履行でないとすると、手形が裏書譲渡された場合、被裏書人に対して振出人が支払をしてようやく代金支払債務が履行されるということになり、不自然である。

(3) 本件債権譲渡担保契約書においては、原告は売上代金全額受領日に破産会社に対して本件土地の引渡しを行うこととされているところ、上記のとおり、原告は破産会社から手形の交付を受けており、土地の引渡しには特段必要とされる行為はないから、平成29年5月22日に本件土地の原告から破産会社への引渡しは自動的に完了しており、引渡義務も履行済みである。

(4) 原告は、破産会社に対し、本件売買契約に基づき、本件土地に係る登記識別情報や印鑑登録証明書といった所有権移転登記に必要な書類一式を渡している。不動産売買契約における移転登記義務とは、登記義務者たる売主が買主への所有権移転登記手続に協力する義務であるところ、登記情報や印鑑登録証明書といった所有権移転登記に必要な書類一式を原告が渡したことにより、破産会社は単独で登記手続が可能となっている。原告は所有権移転登記手続に協力する義務を果たしたといえ、原告の移転登記義務は履行済みである。

第4 当裁判所の判断

1 前記前提事実、証拠（甲41、42、45、46、乙1、乙47、丙21、25、証人F、証人G、証人I、証人P（いずれも後記採用しない部分を除く。）ほか後掲）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 破産会社の財務状況等

ア 破産会社は、砕石機事業等の売上不振や新規事業である太陽光事業が大幅な赤字を計上する等し、第85期（平成28年3月決算。事業年度平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）には5億9602万円の債務超過となり（乙15）、平成28年4月頃には、金融機関からの追加融資が受けられない状態になっていた。

イ 平成29年2月24日、破産会社は、債務超過を解消するため、株式会社Nに対し、破産会社の本社工場不動産を17億1600万円で売却し、その代金を借入先への弁済等に充当した。

ウ 平成29年3月7日、破産会社は、平成29年3月期（平成28年4月1日から同年12月31日まで）の決算短信を発表したが、それによれば破産会社の財務状況は約15億1279万円の債務超過であった（乙18）。

(2) 本件売買契約締結に至るまでの経過

ア 破産会社は、平成28年4月頃より、資金調達を行うため、O（以下「O」という。）が顧問を務めている株式会社Qとの間でアドバイザー契約を締結し、Oから紹介を受けた個人又は法人から、手形の振出しと引換えに、融資を受けるようになった。Jが、Oから、破産会社の資金調達に関し、Gの紹介を受けたのはその頃である（丙21・1～2頁、証人J・2～3頁、19～20頁、証人I・22～23頁）。

イ Jは、平成29年3月頃、Oから、資金調達先候補として原告の紹介を受けるとともに、宮城県に原告が所有する採石場（本件土地）があり、同採石場での砕石事業が破産会社の利益になる等の話を聞いた。そこで、破産会社は、同社の東京支店の従業員数名を派遣して本件土地の調査を行ったものの、本件土地の購入には至らなかった（甲42、丙25・3～6頁、証人J・4頁）。

ウ 平成29年5月1日、破産会社は、破産会社の株式の同年4月における月間平均株式時価総額が10億円未満となり、9か月以内に、毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上にならないときは上場廃止になる旨発表した（乙30）。

エ Jは、平成29年5月20日頃、同月22日を引落日とする破産会社の手形決済のための資金（2480万円）を調達することができていなかったことから、Oに対し、その資金調達について相談したところ、Oは、Jに対し、破産会社が原告から採石場（本件土地）を購入すること及び今後の融資の担保として破産会社が1億3500万円分の約束手形を振り出すことを条件として原告から融資を受けることを提案し、同月22日

を引落日とする約束手形の不渡りを回避するためには原告の提案に応じるしかないと述べた（丙21・1～3頁、25・3～6頁、証人J・3～6頁）。

オ Jは、平成29年5月22日午前11時30分頃、破産会社名古屋支店で開かれた取締役会において、原告から1億3500万円の借入れを行うこと、原告から本件土地を1億8000万円で購入すること（本件売買契約）についての議案を提出し、これら2つの議案は切り離すことができない旨説明した。同取締役会においては、これらの取引をするに当たっては、本件土地における採石事業が同年11月までに開始されない場合に本件土地の売買契約を合意解除するとの覚書を締結すべきであるとの意見が出され、上記2つの議案は、同覚書を作成することを前提に、破産会社の取締役会において承認された（乙2、47・3～4頁、丙25・3頁、証人I・5～8頁、27頁）。

カ 本件売買契約につき破産会社取締役会の承認を得たJは、同日、破産会社名古屋支店の近くにある喫茶店において、Oに対し、①破産会社が、原告から、代金1億8000万円で本件土地を購入する内容の本件売買契約の契約書（原告の作成した売買契約書の破産会社欄に破産会社印を押捺したもの。以下「本件売買契約書」という。）、②破産会社が振り出した額面合計1億8000万円の約束手形3枚（支払期日平成29年11月22日、手形番号●●●●～●●●●。甲16～18）のほか、③約束手形5枚（手形金額合計1億3500万円、支払期日同年6月22日、手形番号●●●●～●●●●）を交付した（丙21・4頁、資料4、25・9頁）。

本件売買契約書では、売買代金1億8000万円につき、平成29年5月22日までに現金又は預金小切手をもって支払うものとされ、本件土地の所有権は、破産会社が原告に対して上記売買代金全額を支払った時に原告に移転するものとされていた。他方で、原告は、破産会社に対し、上記売買代金全額を受領した日に本件土地を引き渡し、破産会社名義に所有権移転登記手続をするものとされていた（甲14）。

キ Gは、同日（平成29年5月22日）、破産会社のR銀行（大垣支店）の当座預金口座に、原告名義で979万9676円を振り込み、破産会社のS銀行大垣支店の当座預金口座に、G名義で500万円を振り込んだ（甲42・4頁、乙4、5、証人G・5頁、27～29頁、証人J・32頁）。

また、Gは、同日、S銀行東京支店において、破産会社のT次長に対し、現金1000万円を交付した。1000万円について振込みではなく手渡しの方法になったのは、Gが1000万円を準備するのが銀行の取引時間内（午後3時まで）に間に合わなかったことによるものである。破産会社の財務部長であるUは、Gから交付を受けた現金1000万円を、翌23日、S銀行大垣支店に持ち込み、同月22日に入金したことにより同日の手形決済に対応し、破産会社は手形の不渡りを免れた（甲42・4頁、乙5、証人G・5頁、証人J・32頁）。

ク Gは、平成29年5月22日夜、Fに対し、Oから受領した本件売買契約書及び本件売買契約の代金相当額である額面合計1億8000万円の破産会社を振出人とする約束手形3枚を交付し、Fは、本件売買契約書に原告の印を押した。これを受けて、原告は、同日頃、本件土地の所有権移転登記をするために必要な書類一式を破産会社に交付した（丙25・4～5頁、資料7、証人F・29頁）。

他方で、同日、原告と破産会社の間で、本件土地に係る採石権設定契約は締結されな

った。また、本件売買契約締結後に、原告から破産会社に対する、本件土地に係る所有権移転登記はされていない（甲15の1～甲15の13、丙25・4～5頁）。

ケ 破産会社は、平成29年5月22日、いわゆる適時開示として、そのホームページに、①破産会社が、Vから採石事業者である原告の紹介を受け、原告から、採石事業の予定地を購入し、原告と採石権設定契約を締結することとしたこと、②破産会社は、同日、上記売買契約と同時に、原告から1億3500万円を借り入れる旨の合意をし、同借入金は、同日に2480万円、同月23日に1億1020万円を借り入れるものとされた（1億3500万円の返済期限は同年6月22日とされた。）ことを掲載し、発表した（乙6、7）。

もともと、破産会社は、翌23日、適時開示として、同日に原告からの借入れが予定されていた1億1020万円につき、原告の都合によって借入れに至らなかったこと、変更後の借入日については原告と協議中であることを発表した（乙8）。

（3）売掛先リストの提供

Jは、平成29年5月23日以降も原告に対し追加融資を依頼していた。

同年6月頃、Jは、Gから、追加融資を検討するに当たり、破産会社の返済能力について情報を開示してほしいと言われた。そこで、Jは、Gに対し、同月15日、破産会社の売掛先のリスト（甲38）を添付したメールを送信した。同売掛先リストには、本件請負契約1ないし3についても記載されていた（丙25・7～8頁、資料9、証人J・11頁）。

（4）破産会社の従業員に対する給与不払等

ア 破産会社は、平成29年6月22日、適時開示として、原告から借り受けた2480万円の返済期限が同年7月3日に延長されたこと、原告から借入予定の1億1020万円については、協議に時間を要していること、その理由として、当初、破産会社が担保として交付した手形を原告が利用して貸付資金を調達することが計画されていたこと等によるものであること、破産会社としては、原告に担保手形を保持してもらい、資金提供を相談していくことを発表した（乙9）。

イ 破産会社は、平成29年6月28日、同日が支払日である同社の従業員に対する給与の支払ができず、同社の労働組合との間で、組合員の同月分の給与については、同月30日15時までには全額支払を行う旨の協定を締結した（乙21）。

Jは、同月29日、GとともにM（Jの義父が代表を務めている）の事務所に赴き、Mから3000万円を借り受けた。この際、Jは、Gに対し、従業員の給料を支払わなければならないことを伝えた（丙21・3頁、証人G・7～8頁、30頁、証人J・20～21頁）。

破産会社の経理担当者は、同月30日、銀行に預けていた500万円、役員からの借入金300万円及び破産会社の労働組合からの借入金200万円の合計1000万円を原資として、本店勤務の組合員である従業員に対しては給与を支払ったものの、管理職や、非組合員のパートタイム従業員及び嘱託従業員への給与の支払はできなかった（乙21～23）。

また、破産会社は、同日時点において、社会保険料、固定資産税、法人税・消費税、土地建物賃料及び仕入先への支払ができなかった（乙23）。

（5）本件債権譲渡担保契約の締結に至る経緯等

ア 破産会社は、平成29年7月4日、適時開示として、原告から借り入れた2480万円の返済期限が同年8月3日に延長されたこと、原告から借入れを予定していた1億1020万円については原告と協議中であることを発表した(乙10)。

また、破産会社は、同年7月7日、原告に対し、借入金の一部である500万円を返済したことも発表した(乙11)。

イ Gは、Jに対し、平成29年7月上旬頃、5000万円の追加融資について提案し、同月10日頃、追加融資の条件として、破産会社の有する債権について譲渡担保権を設定することを提案した(丙21・6～8頁、25・6～7頁、証人J・12頁)。

Jは、Gに対し、同月12日、覚書の案のデータを添付したメールを送信した。

これに対し、Gは、Jに対し、同日、同月13日に実行する5000万円の融資につき、売掛債権譲渡担保付きの金銭消費貸借契約を締結する方法によって行うことを予定していること、契約書の作成が間に合わないため手形貸付けの形を取りたいと考えており、1000万円の手形5枚を持参してほしいこと、債権譲渡の対象は岐阜県土木事務所及びCに対するものを予定していること等を記載したメールに覚書の修正案を添付して送信した(丙21・8～9頁、資料9)。

もっとも、結局、同日には、GからJに対し、金銭は交付されなかった(丙21・8頁～9頁)。

ウ 平成29年7月14日は、破産会社の約束手形(受取人V、手形金額1600万円)の支払期日であったが、破産会社の当座預金口座の残高が不足していた(丙21・9頁)。

Gは、同日昼頃、Fの了解の下、株式会社WからF名義で1600万円を借り入れ、D銀行六本木支店において、Jに現金1600万円を交付した。Jは、この1600万円を破産会社の当座預金口座に振り込むことで、上記約束手形の取立てに対応した。同日、上記1600万円の交付に関し、破産会社からGに手形は交付されなかった(丙21・9頁、証人F・5～7頁、証人G・9頁、証人J・25～27頁)。

破産会社は、同日、適時開示として、同日に株式会社aから1600万円を借り受けた旨を発表したが、実際は、同日に株式会社aから破産会社に融資された事実はなかった(丙21・9頁、資料10、証人J・26頁)。

エ I及びJは、平成29年7月14日の夜、Gの案内のもと、Hの事務所を訪れ、Fと面談し、Fに対し、早期に追加融資をしてほしい旨の申入れをした(証人J・9～10頁、26～27頁)。

(6) 本件債権譲渡担保契約の締結

Gは、委任状、覚書及び債権譲渡担保契約書の文案を作成し、Jに対し、平成29年7月18日、これらに係るデータファイルを添付したメールを送信した(丙25・資料20、証人G・11～13頁、30～32頁)。

破産会社は、同日、破産会社東京支店において取締役会を開き、原告との間における本件債権譲渡担保契約の締結について承認した(丙21・7頁、証人J・12～13頁、28～29頁)。

これを受けて、Jは、同日、破産会社の印が押された本件借用証明書、本件債権譲渡担保契約書及び本件覚書をGに交付した。本件債権譲渡担保契約書には、破産会社が、原告に対し、本契約締結日において、譲渡債権につき、破産会社と本件第三債務者との間に債

権譲渡禁止特約は存在しないことを表明し保証する条項が記載されていた（甲19～21、証人J・14～15頁、証人G・13頁）。

また、この際、Jは、Gに対し、破産会社の振り出した約束手形1枚（手形金額1600万円、受取人原告、支払期日同年8月18日、手形番号●●●●）を交付した（丙21・4頁、資料4）。

Gは、即日、Fに対し、Jから交付を受けた、上記各書類を交付し、Fは、本件債権譲渡担保契約書に、原告の印を押した（本件債権譲渡担保契約。甲45・6～7頁、証人F・36頁）。

(7) 破産会社の破産手続開始決定に至る経過

ア 破産会社は、平成29年8月3日、適時開示として、原告から借り入れた2480万円の返済期限が同年9月3日に延長されたこと、原告から借入れを予定していた1億1020万円については原告と協議中であることを発表した（乙12）。

破産会社は、同年8月3日、原告を受取人、支払期日を同年9月3日とする約束手形（手形金額1億3500万円、手形番号●●●●）を振り出し、原告に交付した（甲3、丙21・資料4、丙22・別添1）。

イ 参加人は、平成29年8月10日、租税債権を徴収するため、破産会社のBに対する請負代金債権を差し押さえ、同日、債券差押通知書をBに送達した。また、参加人は、同月14日、租税債権を徴収するため、破産会社の岐阜県に対する請負代金債権を差し押さえ、同日、債権差押通知書を岐阜県に送達した。

一方、Gもまた、平成29年8月10日に、Jに対し、B、C及び岐阜県に対する債権譲渡通知書を送付し、破産会社の押印を求めたものの、Jは、これを断った。そこで、原告は、同月14日に岐阜県（岐阜土木事務所）に対し、同月17日にBに対し、同月21日にCに対し、それぞれ、原告が、破産会社の各本件第三債務者に対する請負代金債権の譲渡を受けた旨の原告名義の債権譲渡通知をした。

ウ Cは、平成29年8月28日、債権者不確知を理由に、別紙供託金目録記載1のとおり、合計4682万3356円を供託した。

エ 原告は、複数回の手形書換えを経て、平成29年8月30日当時、破産会社を振出人、原告を受取人とする約束手形11枚（手形金額合計3億0300万円。以下、まとめて「本件残存手形」という。）を有していた（甲3～13）。

破産会社は、原告に対し、同日付け内容証明郵便物によって、本件残存手形は、原因関係なく振り出されたものであり、破産会社は額面通りの手形債務を負担していないことから、これらの約束手形につき、支払場所への呈示、取立依頼等をしないよう通知した（丙28）。

オ 原告は、平成29年8月31日、本件残存手形のうち5枚（手形金額合計1億1000万円、支払期日は同日、手形番号●●●●～●●●●）につき、D銀行大垣支店において支払呈示したが、いずれも資金不足を理由に支払を拒絶された（甲5～9）。

破産会社は、同日、ホームページにおいて、原告を受取人とする約束手形（手形金額合計1億1000万円）及び株式会社Vを受取人とする約束手形（手形金額合計1080万円）が不渡りとなったこと、これらの手形は、借入金の担保として振り出したものではなく、将来の借入れの担保として振り出した手形であり、本来取立てに回る手形では

ないことを発表した（乙13）。

これに対し、原告は、破産会社に対し、同日付け内容証明郵便物により、上記発表された情報は事実と異なり、原告から金員を借り入れていない等の記事載せることは原告の名誉を傷つけることになることから、記事を訂正することを求めた（甲35）。

カ 原告は、平成29年9月4日、本件残存手形のうち2枚（手形金額合計1億5000万円、支払期日は同月3日又は同月4日、手形番号●●●●、●●●●）につき、D銀行大垣支店において支払呈示したものの、いずれも資金不足を理由に支払を拒絶された（甲3、4）。

これにより、破産会社は、同日、手形交換所から、銀行取引停止処分を受けた。

キ 参加人は、平成29年9月5日、租税債権を徴収するため、Bが供託した別紙供託金目録記載1の供託金に係る還付請求権を差し押さえた。

ク 原告及びHは、平成29年9月6日付け内容証明郵便物により、破産会社に対し、原告は破産会社の約束手形や借入金証明書等により金銭を貸し付けたこと、破産会社の適時開示には虚偽が記載されていること等を通知した（甲36）。

ケ 原告は、本件残存手形のうち3枚（手形金額合計2700万円、手形番号●●●●、●●●●、●●●●）を、その支払期日の翌日である平成29年9月12日に、本件残存手形のうち1枚（手形金額1600万円、手形番号●●●●）を、その支払期日である同月19日に、それぞれ、D銀行大垣支店において支払呈示したものの、いずれも「取引なし（停止処分済）」を理由に支払を拒絶された（甲10～13）。

コ 岐阜県は、平成29年9月19日、別紙供託金目録記載4のとおり、合計8790万円を供託した。参加人は、同日、租税債権を徴収するため、岐阜県が供託した別紙供託金目録4記載の供託金に係る還付請求権を差し押さえた。

サ Aは、Gと共に、平成29年9月20日、名古屋国税局を訪れ、国税局が差し押さえた破産会社の売掛債権は、原告にとって唯一の債権であるため、国税局は他の財産から回収してほしい旨述べた。このとき、Gは、原告の顧問の肩書の付された名刺を提出し、原告は破産会社に対し、平成29年8月までに数回にわたり現金を東京支店で手渡したり、銀行振込みをしたりして資金融通をした（振込み4割、手渡し6割）、手渡した金額で一番多額であったのは6000万円であった、一度だけTという従業員に手渡したなどと説明した（丙28）。

シ 破産会社は、平成29年11月●日、破産手続開始決定を受け、被告が破産会社の破産管財人として選任された。

2 争点（1）（原告の破産会社に対する本件各貸付けはあったか）について

（1）原告は、平成29年5月から同年7月にかけて5回にわたり、破産会社に対し、Gを通じて、合計3億0300万円の現金を交付し、貸し付けたことを前提に、本件債権譲渡担保契約は、かかる貸付けに関する債権を含む合計4億8300万円の既存の債権を担保するため設定されたものであると主張し、F及びGも、上記原告の主張に沿った証言をする。

（2）しかしながら、F及びGの述べる平成29年5月1日ないし同年7月4日までの4回の融資（合計2億8700万円）の経過、現金の交付の際のやり取り等は、いずれもあいまいな記憶に基づく抽象的なものにとどまっている上、FからGないし破産会社に対する現金の交付を裏付ける客観的証拠はない。

(3) 現金交付の方法による高額の貸付けの際には、現金の交付を示す資料として領収書等が作成されることが通常であるところ、原告の主張する上記貸付けにおいて、かかる書類が作成されていないということは、それ自体不自然であり、むしろ原告の主張する現金の交付そのものがなかったことを示すものとみることができる。

原告は、本件各貸付けの際、貸付金額に相当する手形の交付を受けていたことから、領収書等を作成しなかったと主張するが、そもそも、原告主張の本件各貸付けの日に破産会社の手形が原告に交付されたことを示す客観的証拠はなく、F及びGの述べるところによっても、破産会社の手形の交付が後になることもあった（証人F 6頁、証人G 41頁）というのであるから、領収書等を作成しなかったことの説明として十分であるとはいえない。

また、原告の主張する平成29年7月14日の1600万円の貸付けについても、Fが質屋に依頼して準備したという1600万円がGを通じてJに交付されて破産会社に渡った事実があったとしても、同金銭は破産会社が振り出した原告又はその関係者を受取人とする約束手形の決済資金に充てられ、同金銭は同手形の支払により原告ないしFに戻るものであって、その実質は破産会社の振り出した約束手形の支払期日を猶予するものにすぎないとみることができ（Jも、同日に取立てに回されていた手形は原告関係のものであったと証言している（証人J 25～26頁）。）、当然に返還約束を伴う貸付けとして交付されたものであるということはできず、他に同貸付けを認めるに足りる証拠はない。

(4) 破産会社は、取引先から融資を受けるたびに、適時開示として融資の事実を発表していたところ、前記認定のとおり、原告の主張する本件各貸付けの事実、いずれも発表されていない。かえって、平成29年5月22日及び同月23日の適時開示では、破産会社が原告から2480万円の融資を受け、原告から1億1020万円の追加融資を受けることを予定している旨記載されており、その後の適時開示（同年6月22日、同年7月4日、同年8月3日）においても、一貫して、原告からの1億1020万円の追加融資につき協議中であると記載されている。破産会社において、原告からの本件各貸付けについてあえて明らかにせず、追加融資の協議中であると虚偽の発表をする理由は見当たらず、適時開示の経過は、原告による本件各貸付けがなかったことを示すものということができる。

この点につき、原告は、破産会社は融資の紹介者（平成29年5月22日の適時開示）や融資者（平成29年7月14日の適時開示）につき事実と異なる適時開示をした事実があるとして、破産会社が事実と異なる適時開示をしていたと主張する。しかしながら、それらは融資の事実や融資の額について虚偽記載したものではない。破産会社が、適時開示において、融資の事実を意図的に隠し、融資の額を意図的に過小記載する理由は見当たらず、他にそうした事実があったことをうかがわせる証拠もない。原告の上記主張は、上記判断を左右するものではない。

(5) 加えて、Fの証言によれば、Fは、遅くとも平成29年6月半ばに、破産会社の適時開示を確認し、破産会社が原告による貸付けの事実を正確に発表していないことを認識していたというのであり（証人F 20頁）、しかも、平成29年5月1日及び同月22日に貸し付けた合計2億5500万円の貸付金について、返済期限経過後も一切の返済を受けられていなかったというのであるから、かかる状況において、更に、Fにおいて、破産会社に対し、同年6月22日に2000万円、同年7月4日に1200万円、同月14日に1600万円もの高額の貸付けを次々に漫然と実行したということは考えにくい。F及びGは、上記経過に

つき、破産会社から必ず債務超過を解消すると言われて信用し、仕方なく貸し付けたものと証言するが（証人F 7頁、15～16頁、20～21頁、証人G 23頁）、同経過を合理的に説明するものではない。

(6) F及びGの証言については、次の点を指摘することもできる。

ア 原告は、当初、本件各貸付けに係る現金の授受は、いずれも、Hの事務所において、J又はIが現金を受け取る方法によってされたものと主張し、その後、現金の受け渡し場所は、Hの事務所、破産会社の東京支店又は同支店の近くにある喫茶店であると主張が変更され、最終的には、前記第3・1（原告の主張）のと通りの貸付けの態様であると主張されるに至っており、Fもこれに沿った証言をしており、本件各貸付けに係る重要部分につき、数回に渡り大きく変遷している（なお、Fは、本件訴訟の提起当初より、原告代理人に対し、貸付けの態様を十分説明していたと述べる。）。

イ Gについても、名古屋国税局に赴いてした説明では、本件各貸付けにつき、銀行振込み又は現金の手渡しの方法により貸し付けた（銀行振込みは4割、手渡しは6割程度である）、手渡した金額で一番多額であったのは6000万円であるなどと説明していたのに（丙28）、前記Gの証言内容はこれと明らかに異なるのであり、説明内容が大きく変遷している。これにつき、Gは、名古屋国税局における説明の際、別の会社の破産会社に対する融資と混同して異なる説明をしてしまった旨述べる（証人G 15頁）が、Gによると、Gは、本件債権譲渡担保契約に係る譲渡債権が国税局によって差し押さえられ、Aから依頼を受けて、Aの準備した原告顧問の肩書の付された名刺を携えて、本件各貸付けの経過を説明するためにAと共に国税局に赴いたというのであり、かかる周到な準備の下で臨んだ国税局での説明において、原告と別会社を取り違え、全く異なる説明をしてしまうということは考えにくい。

ウ 以上によると、本件各貸付けに関するF及びGの証言は、いずれも採用することはできない。

(7) 原告は、本件借用証明書及び本件覚書において、破産会社が3億0300万円の貸金債権を認めていることを指摘する。

しかしながら、本件借用証明書等には、原告の破産会社に対する本件各貸付けの事実（個々の貸付日、金額等）が記載されているわけではなく、本件各貸付けの事実を直ちに示すものではない。

しかも、本件借用証明書等は、後記のとおり、破産会社が、原告から追加融資を受けるため、原告の破産会社に対する将来の融資による貸金債権を確認する趣旨で作成されたものと解することも十分可能である。

また、原告は、原告が、破産会社を振出人とする合計3億0300万円分の手形を有していることが同額の貸付があったことを裏付けていると主張するが、これらの手形は、原告も認めるとおり、複数回の手形書換えを経て原告が取得したものであり、破産会社において、既に交付されている手形が金融機関に呈示されることを回避するため、手形書換えの際に更に高額の手形を交付した可能性も否定できない（Jも、手形の手形書換えの際に手形金額が増えていったものと述べる（証人J 24～25頁））。破産会社も、将来の融資のために振り出した手形があることを適時開示（平成29年6月22日、同年8月31日）において発表している。したがって、原告が上記手形を所持していることは、前記判断を覆

すものとはいえない。

(8) 以上によれば、原告の破産会社に対する本件各貸付けの事実はいずれも認めることができない。したがって、原告が、本件各貸付けにより、破産会社に対し、合計3億0300万円の貸金債権を有するということとはできない。

3 争点(2)(本件債権譲渡担保契約は原告の破産会社に対する既存の債権を被担保債権とするものか)について

(1) 前記認定のとおり、本件債権譲渡担保契約書には、被担保債権につき「甲乙間の平成29年7月 日付金銭消費貸借契約証書その他甲と乙との間で交わされる合意書等に基づき、乙が甲に対して貸し付ける金銭債権及びこれに付帯する利息・損害金その他一切の債権」と記載され、「合意書等」の作成日欄は空白にされており、その文言上、原告と破産会社との間で新たに締結される金銭消費貸借契約に基づいて原告が破産会社に対して取得する貸金債権等を被担保債権とするものと解するのが自然である。

(2) これに対し、原告は、上記被担保債権に係る記載の「合意書等」とは、平成29年7月18日に作成された本件借用証明書を意味する旨主張し、Fもこれに沿った証言をする。

しかし、上記合意書等が本件債権譲渡担保契約書と同時に作成された本件借用証明書を意味するのであれば、上記被担保債権に係る記載において、「合意書等」の作成日欄を空白にする必要はない。作成日欄の記載が空白であるということは、本件借用証明書によって確認された4億8300万円を融資枠とし、同月中に新規の融資が実行されることを前提に、本件債権譲渡担保契約書が作成されたことを示すものであるということが出来る。

そもそも、平成29年7月当時、破産会社は、多数の融資先から資金調達を行って借入金の返済や従業員に対する給料の支払を行うなど資金繰りに相当に窮していたのであり、かかる状況下では、破産会社の貴重な財産である請負代金債権は、これを既存の債権の担保に供するのではなく新規融資の条件として活用するのが経済的に合理的である。Fは、破産会社から、原告の貸金債権等の担保として破産会社の債権を提供する旨の提案を受けたと述べるが、破産会社において、わざわざ、破産会社の請負代金債権を原告の既存の債権の担保として提供しなければならない事情は見当たらない。

むしろ、本件債権譲渡担保契約の締結直前の平成29年7月12日に、GがJに対し、原告が破産会社の売掛債権(岐阜県土木事務所及びCに対するもの)を担保とすることによる追加融資を予定している旨記載されたメールを送っていることから、当時、破産会社が、その有する債権を原告による追加融資の担保として提供することを前提に交渉していたことが認められる。

(3) 以上によれば、本件債権譲渡担保契約は、原告が、平成29年7月18日以降に破産会社に対して融資し、取得する貸金債権等を担保する趣旨で締結されたものと認めるのが相当であり、原告が同日時点で有していた既存の債権を被担保債権とするものと認めることはできない。

そして、原告が同日以降に破産会社に対して追加の融資をしたことはないのであるから、原告は、本件債権譲渡担保契約の被担保債権を有しないことになり、本件請負代金債権1ないし4について、譲渡担保権を実行することはできず、別紙供託金目録記載1ないし4の供託金に係る還付請求権が原告に帰属したということとはできない。

4 争点(3)(原告は譲渡禁止特約について悪意又は重過失であったか)について

(1) 前記認定事実のとおり、本件債権譲渡担保契約は、破産会社の本件第三債務者（B、C及び岐阜県（岐阜土木事務所））に対する本件請負契約1ないし3に基づく工事の請負代金債権（本件請負代金債権1ないし4）を対象とするものであるところ、こうした工事請負契約においては、その規模等を問わず、請負代金債権に譲渡禁止特約が付されるのが一般的であり、かかる事実は建設業や金融業に携わる者において相当広く知られていたものと認められる（丙23、29～32、34参照）。

そして、本件債権譲渡担保の対象となる債権は、Gが売掛先リスト（甲38）の中から選定しているところ、Gは、平成14年10月以降公認会計士として業務を行い、その後個人事業者として融資のあっせん等に携わってきた経験を有しており、債権譲渡を受ける際には、譲渡債権に譲渡禁止特約がないか、譲渡禁止特約があっても第三債務者の同意が見込まれるものから選定していた（丙24、28）というのであるから、Gは、債権譲渡担保契約を締結する際に譲渡債権に譲渡禁止特約が付されているか否かを確認することの重要性を十分に認識していたものと認められる。そうすると、Gは、本件債権譲渡担保契約の対象債権を選定するに当たり、破産会社に対し、上記売掛先リストに加え、本件請負契約1ないし3に係る注文書等の提供を求め、その内容を確認することで、本件請負代金債権1ないし4に譲渡禁止特約が付されていることを認識していたと認めるのが相当である。

(2) Gは、Jに対し、本件請負契約1ないし3に係る注文書等の提出を求めたものの、Jから見せてもらえなかったと証言するが（証人G・12～13頁）、Jは、Gに対し注文書等を提出したと証言しており（証人J・17頁）、Jにおいて、注文書等を見せることを拒む理由はないこと、上記経験等を有するGにおいて、Jが注文書等の提出を拒んでいる中で、本件請負契約1ないし3に係る請負代金債権を債権譲渡担保の対象として選定することは考えにくいことに照らせば、上記Gの証言は採用できない。

(3) そして、前記認定事実のとおり、Gは、原告の債権の担保を確保するため、本件債権譲渡担保契約書の作成に始まり、譲渡債権の選定、譲渡通知の送付依頼等を行っていることに照らせば、Gにおいて、上記譲渡禁止特約を認識しながら、Fに同特約の存在を伝えないということは考え難く、Fもまた、譲渡禁止特約につき認識していたものと認められる。これに反するFの証言は採用できない。

(4) 原告は、本件債権譲渡担保契約書に譲渡債権に譲渡禁止特約が存在しないことを破産会社が保証する条項があることを指摘するが、Gが作成した本件債権譲渡担保契約書に、かかる定型条項の記載があることをもって、Fが本件請負契約1ないし3に係る請負代金債権に譲渡禁止特約が付されていないと信用するとは考え難い。むしろ、Gは、譲渡禁止特約があることを知っていたからこそ、上記保証条項のある契約書を作成したとみることもできる。したがって、上記保証条項の存在は、上記判断を左右するものではない。

(5) Fが原告を実質的に支配している者であることは原告も自認するところであり、前記認定事実のとおり、Fが本件債権譲渡担保契約において実質的に原告の意思内容を決定し、取引に関与してきた者であることが認められるところ、かかるFについて、上記のとおり、本件請負代金債権1ないし4に譲渡禁止特約が付されていることにつき悪意であったと認められることからすれば、民法101条の趣旨に照らし、原告は本件請負代金債権1ないし4の譲渡禁止特約について悪意であったと認めるのが相当である。したがって、本件請負代金債権

1ないし4に係る債権譲渡は無効であるというべきである。

(6) 原告は、被告及び参加人は上記債権譲渡の無効を主張する独自の利益を有さず、債権譲渡の無効を主張することはできない旨主張する。

ア しかしながら、破産管財人は、一方で、破産者の財産を引き継ぎ、破産財団の管理処分権（破産法78条1項）を取得する点で、破産者の一般承継人的な立場にあるものの、他方で、債権者全体の利益のため善良な管理者の注意をもって上記管理処分権を行使しなければならず（破産法85条1項）、破産財団の換価及び配当について破産者から独立した権限が与えられ、包括執行たる破産手続における執行機関としての地位をも有しているのであるから、破産管財人が、破産者に対する債権の引当てとなる破産財団を確保するため、破産財団に帰属している債権に係る譲渡が譲渡禁止特約に反してされた無効なものであると主張することにつき、破産者（譲渡人）から独立した独自の法律上の利害関係を有することは明らかである。

したがって、破産管財人は、破産財団に帰属する債権の譲渡が譲渡禁止特約に反してされた無効なものであると主張することができるかと解すべきである。

イ また、国（徴収職員）は、租税債権に基づき債権の差押えをすることで、差押債権につき取立権を取得し、第三債務者から直接に取立てをすることができる（徴収法67条1項）ところ、差押債権に係る債権譲渡が有効で、当該債権が滞納者に帰属しないとされた場合に上記取立権を失うことに照らせば、国が、差押債権に係る債権譲渡が譲渡禁止特約に反してされた無効なものであることを主張することにつき、法律上の利害関係を有することもまた明らかである。そして、上記取立権は、国が自己の名において直接行使するものであり、滞納者の代理人又は承継人として行使するものではないこと、国が債権を差し押さえた場合には、滞納者は差押債権の取立てその他の処分をすることができず（徴収法62条2項）、国と滞納者の利害が対立することに照らせば、国の有する上記法律上の利害関係は、滞納者（譲渡人）の地位から独立した独自のものというべきである。

したがって、国は、その差押債権の債権譲渡が譲渡禁止特約に反してされた無効なものであると主張することができるかと解するのが相当である。

ウ 以上によれば、被告（破産管財人）は本件請負代金債権1ないし4に係る債権譲渡が譲渡禁止特約に反する無効なものであることを主張することができ、参加人（国）も本件請負代金債権1及び4に係る債権譲渡が譲渡禁止特約に反する無効なものであると主張することができるというべきである。この点に関する原告の主張は採用できない。

5 争点（4）（被告は本件債権譲渡担保契約につき否認権を行使できるか）について

（1）支払不能の時期

前記1で認定した破産会社の財務状況、本件売買契約締結に至るまでの経過、破産会社の従業員に対する給与不払、本件債権譲渡担保契約の締結に至るまでの経過等に照らせば、破産会社は、遅くとも本件債権譲渡担保契約を締結した平成29年7月18日の時点には、既に弁済期の到来している債務を一般的かつ継続的に弁済することができない状態にあり、支払不能となっていたと認められる。

これに対し、原告は、破産会社が支払不能になったのは2回目の手形不渡りを出して銀行取引停止処分を受けた平成29年9月4日であり、同日までは弁済期に弁済できた債務

もあるとして、破産会社はそれ以前には未だ一般的に弁済できない状態であったとはいえないと主張するが、その実態は弁済期の延長を繰り返して手形の不渡りを回避していたものにすぎないとみるのが相当であり、この点をとらえて弁済期にある債務につき一般的かつ継続的に弁済できていたとみることはできない。この点に関する原告の主張は採用できない。

(2) 支払不能に対する原告の悪意

本件債権譲渡担保契約の締結は、破産会社に担保提供義務がないにもかかわらず行われたものであり、破産者の義務に属しない行為に該当する。したがって、原告は、破産会社が支払不能であることを知りながら本件債権譲渡担保契約を締結したものと推定され（破産法162条2項2号、同条1項1号イ）、これを覆すに足りる証拠はない。

むしろ、破産会社は、東京証券取引所市場第2部上場の会社で、破産会社の業績・財務状況の推移、資産譲渡取引の内容、金融機関以外の個人・法人からの借入れ、支払期限の延期、利息の未払の状況等については適時開示されていたところ、原告は、破産会社に対し4億8000万円以上の多額の債務を有していると主張し、破産会社の適時開示に事実と異なるところがあるとしてその都度訂正を申し入れていたと主張しているのであるから、原告が破産会社の業績・財務状況、借入状況、支払状況などに常に注意を払っていたことは明らかである。また、原告は、本件債権譲渡担保契約書の中には、破産会社が「支払不能、支払停止又は債務超過に陥るおそれはない」と保証する文言があり、これを信じていたと主張するが、以上によれば、かかる保証文言があることをもって原告において破産会社が支払不能の状態にあることを知らなかったと認めることもできない。本件債権譲渡担保契約書がGによって作成されたものであるというのであればなおさらである。

(3) 同時交換的取引の主張について

原告は、本件債権譲渡担保契約につき、本件各貸付け及び本件売買契約の担保のためにこれと一体としてなされたいわゆる同時交換的取引に当たり、既存の債務についてされた担保の供与には当たらないと主張する。しかしながら、前記認定事実によれば、本件各貸付け及び本件売買契約につき、本件債権譲渡担保契約による担保と引換えないし条件としてされたものではないことは明らかであり、本件債権譲渡担保契約との間に密接な関連性を認めることはできない。したがって、この点に関する原告の主張も採用できない。

(4) 以上によれば、被告は、破産法162条1項1号イに基づき本件債権譲渡担保契約を否認することができるというべきである。

第5 結論

以上によれば、本件請負代金債権1ないし4は破産会社に帰属し、これらに関して供託された別紙供託金目録記載1ないし4の各供託金に係る還付請求権は、いずれも破産会社に帰属することになる。

よって、その余の点について判断するまでもなく、被告及び参加人の請求はいずれも理由があるから認容し、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判官 鈴木 基之
裁判官 森 香太

別紙 省略